

平成 27 年 11 月 26 日
原子力安全対策課
(2 7 - 1 4)
<15 時 00 資料配付>

美浜発電所 3 号機の運転期間延長認可申請について

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

関西電力株式会社は、美浜発電所 3 号機について、平成 27 年 5 月 16 日から運転期間延長認可申請*に必要な特別点検を実施するとともに、40 年目の高経年化技術評価と長期保守管理方針を策定した。

関西電力株式会社は、本日、これらの結果をもとに原子力規制委員会に対して、美浜発電所 3 号機の運転期間を 60 年とする運転期間延長認可申請を行うとともに、策定した長期保守管理方針を原子炉施設保安規定に反映するため、原子炉施設保安規定の変更認可申請を行った。

* 原子力発電所の運転期間は、原子炉等規制法において、運転を開始した日から起算して 40 年とされているが、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けることで、1 回に限り 20 年を上限として延長が可能とされている。

美浜 3 号機（昭和 51 年 12 月 1 日運転開始）の運転期間満了日は平成 28 年 11 月 30 日であり、延長認可の申請期間は平成 27 年 9 月 1 日から平成 27 年 12 月 1 日である。

<添付資料>

- 1 美浜発電所 3 号機 特別点検の実施結果について
- 2 美浜発電所 3 号機 高経年化技術評価結果について
- 3 美浜発電所 3 号機 高経年化技術評価の概要について

問い合わせ先（担当:）有房 内線 2352・直通 0776(20)0314
--

美浜発電所 3 号機 特別点検の実施結果について

資料 1

原子炉容器点検

原子炉容器炉心領域等に対し、非破壊試験や目視点検を実施し、欠陥等の異常のないことを確認

一次冷却材ノズルコーナー部
(渦流探傷試験)

現地データ取得期間
7/4～7/13

炉心領域：母材および溶接部
(超音波探傷試験)

現地データ取得期間
6/16～6/30

炉内計装筒
(渦流探傷試験、目視試験)

現地データ取得期間
7/23～7/30

原子炉格納容器点検

格納容器鋼板内外表面の目視点検を行い、塗膜の状態に異常のないことを確認

原子炉格納容器鋼板
(目視試験)

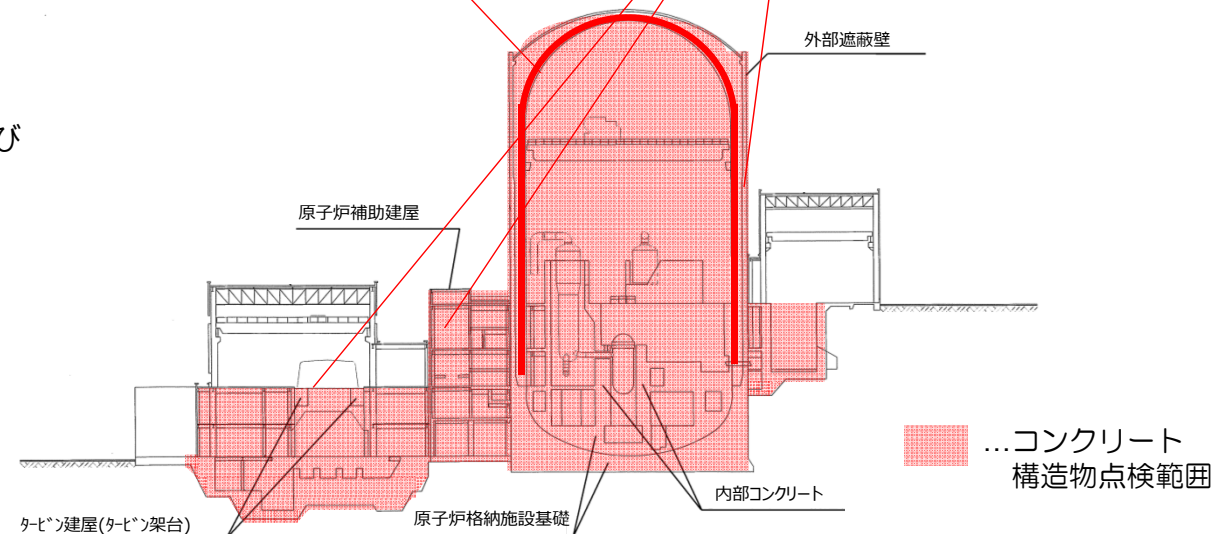
現地データ取得期間
5/16～8/11

コンクリート構造物点検

原子炉格納施設等から採取したコンクリートのコアサンプルにより、強度や遮へい性能等に異常のないことを確認

原子炉格納施設
原子炉補助建屋 等
(コアサンプル試験)

現地データ取得期間
5/18～8/3



点検期間：H27.5.16～H27.11.26
点検結果：異常は認められなかった

(現地データ取得期間：5/16～8/11)

高経年化技術評価：60年運転を前提とし原子炉施設の安全上重要な機器及び構造物を対象※に、疲労や中性子照射脆化等の経年劣化事象に対する健全性評価、ならびに、現状保守管理の有効性を確認

※60年運転を前提とした原子炉施設の安全上重要な機器及び構造物(約3,400機器等)

技術評価の結果(例)と保守管理に関する方針

黒字: 高経年化技術評価の結果
青字: 長期保守管理方針

【原子炉容器の中性子照射脆化】

過去4回の監視試験片調査(脆化予測)により、中性子照射脆化が構造健全性上、問題とならないこと、および現状の保全の適切性を確認
⇒第5回監視試験片調査を実施

【配管等の低サイクル疲労】

損傷発生の可能性はないこと、および現状の保全の適切性を確認
⇒運転実績を踏まえた評価を継続

【ケーブルの絶縁低下】

通常運転時および事故時模擬試験にて、絶縁機能に問題のないことを確認
⇒絶縁抵抗測定等の保全活動を継続

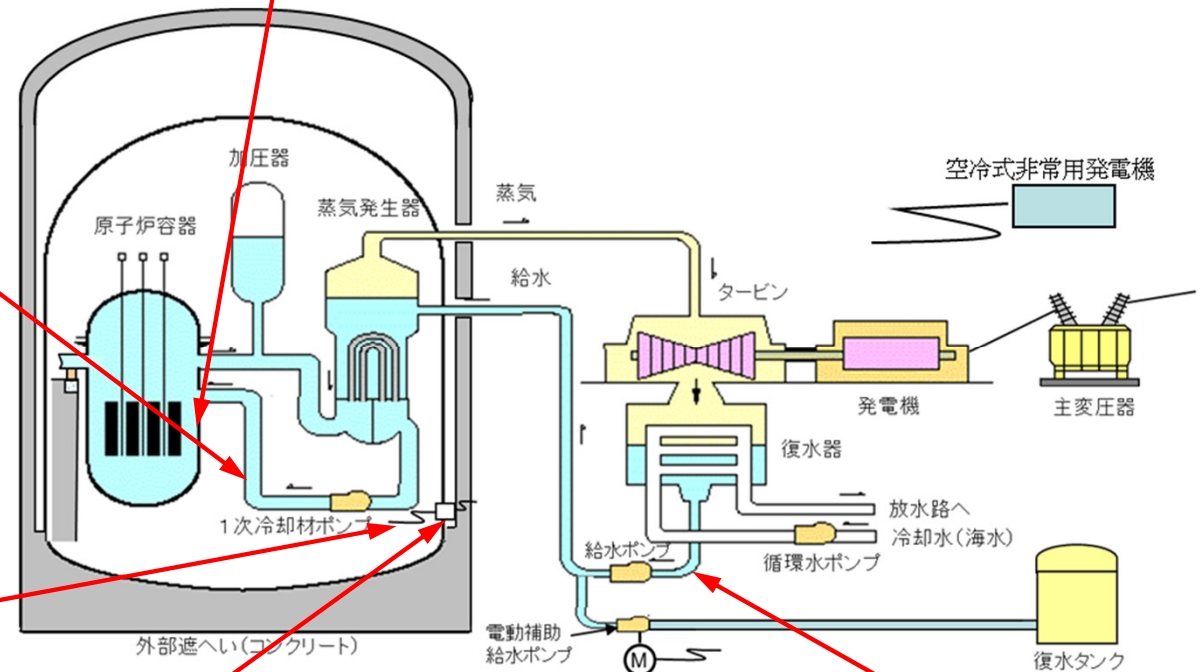
【電気ペネトレーション※】

定期的な絶縁抵抗測定等、および実機同等品の試験により長期健全性を確認
⇒現状の保全活動を継続

※信号等を送受するケーブル用に設けた原子炉格納容器の貫通部のこと

【2次系炭素鋼配管】

現状の配管減肉管理(肉厚測定、評価、取替)が適切であること、および減肉を想定した耐震安全性を確認
⇒今後も同様の配管減肉管理を継続



美浜発電所3号機 高経年化技術評価の概要について

1. 高経年化技術評価について

原子炉等規制法に基づき、原子炉施設の安全機能を有する機器・構造物等について、経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価結果に基づき、延長しようとする期間(40年以降の20年間)に実施すべき保守管理に関する方針(長期保守管理方針)を定めるもの。

2. 美浜3号機の特別点検結果も踏まえた高経年化技術評価(劣化状況評価)※1

美浜3号機の安全機能を有する機器・構造物等を対象※2とし、特別点検の結果とこれまでの運転経験や最新知見等を踏まえ、腐食、疲労損傷、減肉等の経年劣化事象が発生していないか、今後の運転で経年劣化事象が発生しないかを検討した。

更に、経年劣化事象が発生する可能性のある機器・構造物は、運転開始後60年時点の劣化状況を想定し、現状の保全活動で安全性が確保されるかを確認するための評価を行った。

〔高経年化技術評価の結果〕

安全機能を有する機器・構造物等は、現在行っている保全活動の継続および一部の機器・構造物の追加保全を講じることで、プラントの健全性が長期的に確保されることを確認した。

3. 長期保守管理方針(保守管理に関する方針)※1

高経年化技術評価の結果抽出された追加すべき保全策を、運転開始後40年以降20年間に実施すべき長期保守管理方針として下記のとおり取りまとめた。

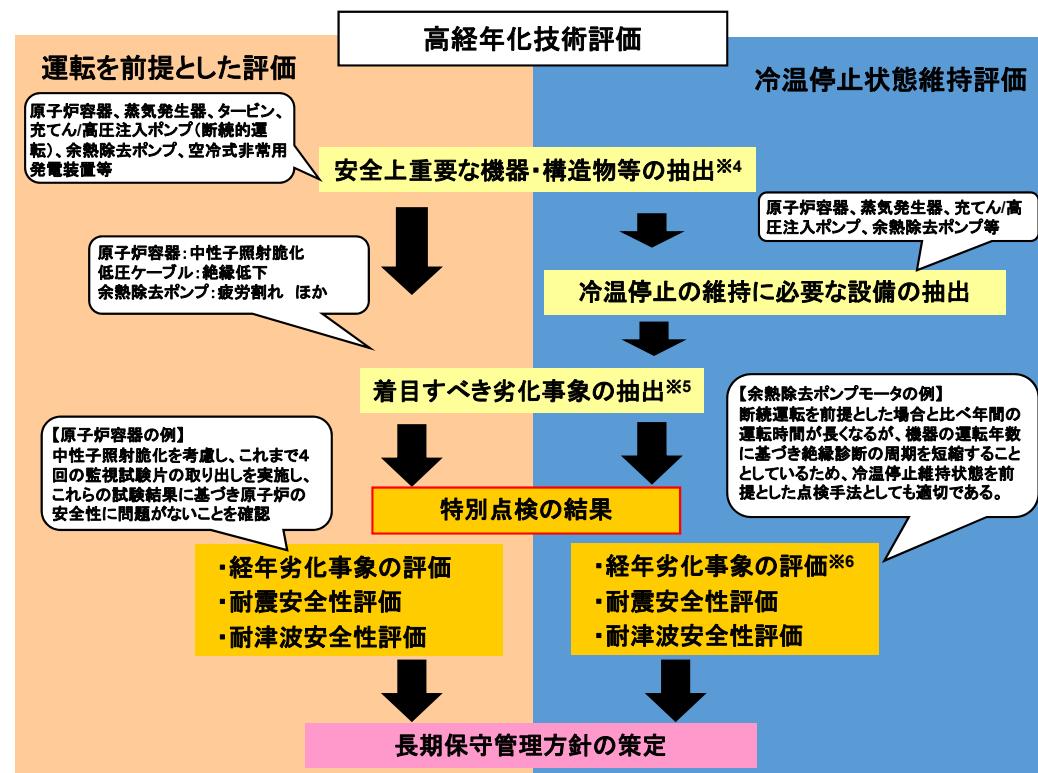
実施時期※3	内 容
中長期	原子炉容器 第5回監視試験片調査を実施

※1 運転期間延長認可申請書における添付資料

※2 今回審査対象となるのは、安全上重要な機器・構造物(ポンプ、容器、配管、弁、建屋、浸水防護施設等)および常設重大事故等対処設備(空冷式非常用発電装置、静的触媒式水素再結合装置等)等である約3,400の機器等である。

※3 美浜3号機の場合、中長期とは平成28年12月1日からの10年間をいう。

4. 高経年化技術評価の流れ



※4 「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」において定義されるクラス1、2の機能を有するもの(安全上重要な機器・構造物)および常設重大事故等対処設備等を審査対象として抽出している。

※5 日本原子力学会標準「高経年化対策実施基準」附属書に基づき、経年劣化事象と部位の組み合わせを抽出している。

※6 冷温停止状態維持評価において通常の運転状態と比較し、劣化の進展が厳しくなる劣化事象を抽出し評価を行っている。

5. 運転期間延長認可申請について

特別点検結果報告書、劣化状況評価書(高経年化技術評価)、保守管理に関する方針書(長期保守管理方針)を添付し、運転期間延長認可申請を行った。